



令和6年度 茅ヶ崎市おとなの検診のご案内

各種がん検診
肝炎ウイルス検診
成人歯科歯周病検診

茅ヶ崎市に住民登録のある方へ、今年度受診できる検診の受診券を送付しております。

非課税受診券、新規・再発行、
41歳以上の肝炎ウイルス検診等の
受診券の申請はこちらから



対象者年齢（年度末年齢）
令和7年3月31日
時点の年齢です。

実施期間 令和6年4月1日～令和7年2月28日（がん集団検診は令和7年3月8日分まで）

検診種類	対象者年齢と検診内容	受診料	
		★病院で受診 (裏面に記載のある実施病院へ直接電話予約)	◆がん集団検診で受診 (保健所で実施)
胃がん	40歳以上および50歳以上奇数歳： バリウム検査	バリウム検査：3,100円	1,000円
	50歳以上偶数歳： 内視鏡検査またはバリウム検査	内視鏡検査：4,000円 <small>鎮静剤費用は別途かかります。</small>	内視鏡検査実施なし
大腸がん	40歳以上：検便検査 (2日分)	●健(検)診※①と一緒に受診 600円 ●大腸がんのみの受診 1,000円	300円
肺がん	40歳以上：X線撮影 50歳以上の喫煙歴のある方は、 喀痰検査が追加となる場合があります。	●健(検)診※①(大腸がん以外)と一緒に受診 700円 喀痰検査追加料：300円 ●肺がんのみ又は 大腸がんのみと一緒に受診 1,000円 喀痰検査追加料：500円	肺がん検診実施なし
乳がん	40歳以上偶数歳： マンモグラフィ <small>病院受診に限り、視触診を追加できます。視触診追加料：1,500円</small>	1,500円	1,000円 視触診実施なし
子宮頸がん	20歳以上偶数歳： 頸部細胞診検査 <small>体部検査は病院受診に限り医師が有症状と認めた場合追加可能（体部検査追加料：2,000円） ですが、不正出血等は体がんの可能性があるため、検診ではなく保険診療で早期にご受診下さい。国では検診ではなく多様な検査ができる保険での受診を推奨しています。</small>	1,500円	500円 体部検査実施なし
肝炎 ウイルス検診 (B型とC型)	40歳 ※②41歳以上受診歴のない方 注意! ↓ 内容：血液検査 ※②は受診前に上記二次元バーコードまたは電話等で受診券の申請が必要です。	● 無料 ●※②肝炎ウイルス検診のみ受診：2,000円 ●※②市の特定健診と一緒に受診：1,200円	特定健診とは、40歳以上の茅ヶ崎市国民健康保険加入者へ提供される健診です。受診券がお手元ない方は、保険年金課へお問い合わせ下さい。 ☎0467/81-7155 (直通)

※① 健(検)診とは、茅ヶ崎市が実施する特定健診や各種がん検診を示します。

成人歯科 歯周病検診	実施期間 令和6年6月1日～11月30日 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の方が対象 内容：問診、歯や歯周組織、清掃状態、歯列咬合、顎関節、口腔粘膜等	実施病院裏面記載 受診料：500円
---------------	--	----------------------

- 口腔がん集団検診について：20歳以上対象。年2回実施予定。日程等は市広報紙でお知らせします。
- 健康診査については、8月下旬に対象者へ案内を送付します。

★病院で検診を受診する

受診券は裏面の病院以外では使用できません。

1. 病院へ直接予約 → 2. 受診 → 3. 病院で医師から直接結果説明を受ける

◆がん集団検診（保健所で受診）

- お申込みは、受付開始日の朝8：30からです。
- 右記二次元バーコード、電話（0467-38-3331）、健康増進課窓口のいずれかよりお申込みが必要です。

がん集団検診申込専用
お申し込みはこちらから

※肺がん検診の実施はありません。

電話は混み合うので、
二次元バーコードがオススメ!



がん集団検診日程表 【会場】茅ヶ崎市保健所

定員：午前・午後 各100名
満員または検診10日前に申込みを締め切ります。

検診日	申込み受付開始日	検診日	申込み受付開始日	検診日	申込み受付開始日
4/29(月・祝)	4/5(金)	8/19(月)	7/26(金)	12/21(土)	11/28(木)
6/29(土)	6/6(木)	9/28(土) 胃・大腸のみ	9/5(木)	1/16(木)	12/19(木)
7/7(日) 胃・大腸のみ		10/6(日)		2/9(日)	1/17(金)
7/20(土)	6/27(木)	10/19(土)	9/26(木)	3/8(土)	2/13(木)
8/3(土)	7/11(木)	11/9(土)	10/17(木)		

お申し込み後、検診日の1週間前前にご案内及び問診票等必要書類が届きます。

●結果は、受診日から約一か月後に郵送いたします。

受診料免除について

費用免除対象者③に該当する方は、受診日の5日前（閉庁日を除く）までに費用免除の申請をして下さい。確認後、無料受診券が送付されます。
※申請忘れや無料受診券の不利用等、いかなる理由であっても受診後の返金はできません。

費用免除対象者①②に該当する方で、無料の受診券が送付されていない場合は、受診前に必ずお問い合わせ下さい。

費用免除対象者

- ① 後期高齢者医療制度に加入している方
- ② 生活保護受給者
(申請必要) (同一世帯全員が市民税非課税に限る)
- ③ 市民税非課税世帯の方

申請方法 左上二次元バーコード、健康増進課 電話、窓口

注意事項

- 以下のいずれかに該当した場合は、検診費用が全額実費負担となりますのでご注意ください。
 - ① 同種類の検診を二重受診した場合。(一部位につき、集団検診または病院で1回のみ受診可能。)
 - ② 転出等により、受診時に茅ヶ崎市に住民登録がなかったことが判明した場合。(他市への転入日が受診日より前にならないようご注意ください。)
- 自覚症状がある方は検診ではなく、速やかに多様な検査ができる保険診療でご受診ください。
- 新型コロナウイルス感染状況等により変更が生じた場合は、市ホームページ等でお知らせいたします。
- 4月中旬のデータを基に受診券を作成しております。4月に転入した方や、受診券が届かない場合は、左上二次元バーコード等より受診券を申請してください。